

小学校教科書のあゆみ 明治から昭和(戦前)

明治 5 年 (1872)、「必ず邑(村)に不学の戸なく家に不学の人なからしめん事を期す」と宣言された**学制(学校制度)**が、発布されました。以後、日本の近代教育の中心となったのは、小学校であり、その教科書でした。

前期常設展示では、明治初期から昭和(戦前)までの市内の小学校で使用された教科書の変遷を紹介し、当時の児童が学んだ様々な教育内容に触れていただきます。

□ 教育制度と教科目・教科書

江戸時代、藩校では士族の子どもが漢籍、寺子屋では農・工・商の子どもが往来物で学んでいましたが、近代教育の教材として、小学校教科書の作成は急務でした。しかし、その前に教育課程の整備が必要でした。

文部省は、明治 5 年 (1872)、小学校の教育課程の基準「**小学教則**」(下等小学校 4 年間と上等小学校 4 年間)をつくり、教科目・内容・時間配当を示し標準的な教科書名を揚げましたが、暫定的なものでした。同 6 年の下等小学校・上等小学校の全教科は、「綴字・習字・単語読方・算術・国体学口授・修身口授・単語暗誦・会話読方・単語書取・読方読本・会話暗誦・地理読方・養生口授・会話書取・読本輪講・文法・地理輪講・物理学輪講・書牘(しょとく)・各科温習・細字習字・書牘作文・史学輪講・細字速写・罫画・幾何・博物・化学・生物」(「**小学教則改正**」の付表)の 29 科目があり、平成の現在の教科に比べるとかなり複雑なものでした。

明治 12 年、**学制**が廃止され、**教育令**が公布されました。当時の民力・民情にそぐわなかった学制の抜本的な見直しからでした。同 13 年には**教育令**が**改正**され、翌 14 年の「**小学校教則綱領**」により、教科目の整備が進みました。同年の初等科(3 年間)・中等科(3 年間)・高等科(2 年間)の全教科は、「修身・読書・習字・算術・唱歌・体操・地理・歴史・図画・博物・物理・裁縫(女子)・化学・生理・幾何・経済(女子は家事経済)」の 17 科目になりました。

教科書の採択は、これまで「**自由発行・自由採用**」でしたが、同 14 年の「**小学校教則綱領**」により、各府県が教科書一覧表を提出する「**開申制(届出制)**」に変わりました。さらに 2 年後の明治 16 年には「**許可制**」になりました。

明治 18 年、内閣制度が始まり、翌 19 年に初代文部大臣森有礼により**小学校令**、「**小学校ノ学科及其程度**」が出されました。同年から義務制となった尋常科(4 年間)は「修身・読書・作文・習字・算術・体操・(図画と唱歌を加えること可)」の 6 科目、高等科(4 年間)は「修身・読書・作文・習字・算術・地理・歴史・理科・図画・唱歌・体操・裁縫(女子)」の 12 科目になりました。

同小学校令により、教科書の採択は「**小学校の教科書は文部大臣の検定したものに限る**」の「**検定制度**」が、明治 19 年から始まりました。

その後、小学校令は明治 23 年(尋常科 3 年間)、同 33 年(尋常科 4 年間)、同 36 年、同 40 年に改定され、同 40 年、6 年間の義務制となった尋常科は「修身・国語・算術・日

本歴史・地理・理科・図画・唱歌・体操・裁縫(女子)の10科目になりました。

教育課程の整備が進む中、教科書検定制度下で、明治35年、教科書の採択をめぐる贈収賄の摘発検挙という「教科書疑獄事件」が発生しました。これにより、同36年に「小学校ノ教科用図書ハ文部省ニ於テ著作権ヲ有スルモノ」とし、翌37年から「**国定教科書**」が作られ使われました。

教科目の大きく変わったのは、昭和16年(1941)の「国民学校令」によってでした。「小学校」の名称が「国民学校」になり、尋常科(6年間)は初等科(6年間)になりました。同年の初等科は、「国民科」修身・国語・国史・地理、「理数科」算数・理科、「体錬科」体操・武道、「芸能科」音楽・習字・図画・工作・裁縫の13科目でした。

□ 修身教科書

学制発布後、修身の教科の「修身口授(ギョウギノサトシ)」では、生徒用の教科書は無く教師用として、開化啓蒙的な欧米諸国の倫理・道徳関係の翻訳本が使われました。

『西国立志編』中村正直訳 明治3年 『西洋品行論』中村正直訳 明治11年

明治10年代、文明開化の思潮から東洋道徳観に基づいた復古主義の流れが生まれ、儒教倫理観の教科書が作られ使われました。

さらに、明治12年の「知識才芸より仁義忠孝に基づく儒教的道徳を教学の基」にすべし、という明治天皇の教育意見「**教学聖旨**(きょうがくせいし)」により、修身教育が重視されるようになりました。そして、修身科は、明治13年の改正教育令に基づく翌14年の「小学校教則綱領」により、小学校教科の筆頭教科となったのです。

『日本立志編』明治12年 『修身児訓』明治13年 文部省
『小学修身訓』明治13年 『小学作法書』明治16年 文部省
『普通小学修身談』明治19年

修身の内容を決定づけたのは、明治23年(1890)に発布された**教育勅語**でした。勅語で示された徳目「父母ニ孝ニ、兄弟ニ友ニ、夫婦ニ相和シ、朋友相信シ」を編集した「徳目主義」の教科書と模範的な人物を紹介する「伝記主義」の教科書が作られ使われました。

『小学校用普通作法書 全』明治29年 『小学女子修身訓 高等科』明治34年
『高等小学修身訓話』明治36年

「国定制度」では、「修身」は、初年の明治37年から5度の改訂をし、昭和20年まで使われました。

- 第1期 国定・明治37年～同42年
 - 『国定修身書準拠 作法教授書 全』明治37年
 - 『尋常小学修身書』児童用 卷一 明治42年
- 第2期 国定・明治43年～大正6年
 - 『尋常小学修身書』児童用 卷二・卷四 明治43年
- 第3期 国定・大正7年～昭和7年
 - 『尋常小学修身書』児童用 卷四 大正2年
 - 『高等小学修身書 女生用』卷二 大正6年
 - 『尋常小学修身書 教師用』卷三 大正8年

第4期 国定・昭和8年～同15年

第5期 国定・昭和16年～同20年

「修身」は、昭和20年(1945)12月、連合軍総司令部(GHQ)によって、「国史」「地理」とともに授業停止されるまで、日本の教育全般の理念を象徴する教科書でした。

□ 国語(読本)教科書

学制発布後、国語の教科書として、1年生用は「綴字(カナツカイ)・単語読方(コトバノヨミカタ)・単語暗誦(コトバノソラヨミ)」がありましたが、生徒用の教科書は少なく、授業には掛図も使われました。『小学教授書 全』明治7年

国語の教科書として『小学読本』(明治6年)が多く使われました。これはアメリカの「ウィルソン・リーダー」原本で田中義廉が翻訳した「小学読本 巻一～四」でした。当時の文明開化主義を反映したものでしたが、文も翻訳調、挿絵も異国的で日本の実態とはかけ離れたものでした。『小学読本 巻一』明治7年

明治10年代、国語の教科書は整理され、「小学校教則綱領」(明治14年)にて「読書」となり、「小学校ノ学科及其程度」(明治19年)にて「読書・作文」となりました。同19年からは、「検定制度」の中で作られ使われました。

『小学作文書』第一・二・三 明治19年～20年

『小学作文書 教授法 全』明治19年

国語科は、明治33年(1900)の小学校令により、「国語」に統一されました。

『文部省令準拠 小学国語綴方教授書 全』明治34年

国定制度では、国語科の『小学読本』は、初年の明治37年から5度の改訂をし、昭和20年まで使われました。

第1期 国定・明治37年～同42年

『高等小学読本 一』明治38年

『尋常小学読本 巻七』明治42年

第2期 国定・明治43年～大正6年

『尋常小学読本 巻八・九・十二』明治43年

『高等小学読本 女子用 巻三』大正3年

『尋常小学読本 巻六・巻十二』大正4年

第3期 国定・大正7年～昭和7年 『尋常小学国語読本 巻十』昭和4年

第4期 国定・昭和8年～同15年 『尋常科用 小学国語読本 巻十』昭和13年

第5期 国定・昭和16年～同20年

□ 書き方・習字教科書

学制発布後、書き方・習字の教科書として、寺子屋の「読み・書き・算盤」の「書く」を引き継いだのは「習字(テナライ)」でした。教科書は、文部省『習字初歩』がありました。『小学習字本』明治5年

国定制度では、国語科の「書き方」は、初年の明治37年から使われました。同41年には『尋常小学書き方手本』に甲種・乙種の2種類がつくられ、大正7年(1918)には4年生までが甲種、5・6年生が乙種となりました。昭和8年(1933)には教科書の体裁が変わり、これまでのB5版・縦半裁・右とじ・見開き2ページだったのが、B5版1ペー

ジの上とじになりました。

『小学書方手本 尋常科用 第一学年』昭和8年

『小学書方手本 尋常科用 第二学年』昭和9年

『小学書方手本 尋常科用 第三学年 上・下』昭和10年

『小学書方手本 尋常科用 第四学年 下』昭和11年

『小学書方手本 尋常科用 第六学年 上』昭和13年

□ 算数(算術)教科書

学制発布後、算数の教科として、「算術・幾何」がありましたが、生徒用の教科書は少なく、授業には掛図も使われました。教科書として『筆算訓蒙(和算)』(明治2年)、『洋算早学(洋算)』(明治5年)がありました。この頃、算術・幾何など、算数の教科書の編集・発行は、西欧の「洋算」だけではなく、江戸中期から日本独自に発達した「和算」も併用されていました。『小学幾何書法 下』明治11年

国定制度では、『尋常小学算術書』「黒表紙第1次本」が、初年より1年後の明治38年から使われました。以後、同43年から義務教育6年制に伴う改定により「黒表紙第2次本」が、大正7年から時世の要求に合わせるために「黒表紙3次本」が、大正14年から度量衡法改正に伴う改定で「黒表紙第4次本」が使われました。

昭和10年からは、「数理思想を開発し、日常生活を数理的に正しくするように指導すること」に注意をおいて編集された新教科書「緑表紙本」が使われました。

『尋常小学算術 第二学年児童用 上・下』昭和11年

『尋常小学算術 第三学年児童用 上・下』昭和13年

『尋常小学算術 第六学年児童用 下』昭和16年

昭和16年、国民学校令により、小学校が国民学校に改められ、初等科6年と高等科2年になり、教科名も「算術」から「算数」に改称されました。同年から、1・2学年用『カズノホン』、4～6年用『初等科算数』「青表紙本」が使われました。

□ 歴史教科書

学制発布後、歴史の教科として「読本輪講・史学輪講」があり、教科書は、文部省が作った『史略』(明治5年)、『万国史略』(同7年)、『日本略史』(同8年)の三部作が、広く使われました。

『史略』で初歩的な歴史認識を授け、世界歴史と日本歴史の詳細を学ばせようとしたのでした。『史略』は「皇国」「支那」「西洋」に分かれ、「皇国」は神武天皇からの122代の天皇歴史であり、また、『万国史略』はアジア・ヨーロッパ・アメリカ諸国の各国史、『日本略史』は古事記・日本書記に依拠しての日本通史でした。

『万国史略』 卷一・卷二 明治7年

『日本略史』 二・三・四 明治8年

明治14年、明治天皇の「教学聖旨」の影響を受けた「小学校令」「小学校教則綱領」により、「歴史」は独立教科となり、外国の歴史教育は廃止され、日本歴史のみになりました。

明治33年、小学校令が改正され、歴史科は、尋常小学校(当時・修業4年間)から切り離され高等小学校(当時・修業4年間)の必須科目になりました。

「国定制度」では、「歴史科」の国定教科書は、初年の明治37年から使われました。

他の教科書と違って、政府の考えや社会情勢の変化に内容を即応させる教科なので、以後、改訂が多くありました。

第1期 国定・明治37年～同41年 検定期の多くの教科書は、「神代」を省き考古学的事実から始めていたのを、最初の国定本『小学日本歴史』では、「神代」を復活させ「天照大神」から始まるものにしました。 『小学日本歴史 二』明治38年

第2期 国定・明治42年～大正8年 明治40年の「小学校令」の改正で義務教育が4年から6年に延長され、尋常科5・6年で歴史科を学ばせるために『尋常小学日本歴史』がつけられました。同教科書は天皇家に関する「南朝・北朝問題」から2年後の同44年に修正版がつけられました。

『尋常小学日本歴史 児童用』 卷一 明治42年

『尋常小学日本歴史 教師用』 卷一 明治43年

『尋常小学日本歴史 児童用』 卷二 明治44年

『高等小学日本歴史』 卷一 明治43年

『尋常小学日本歴史 教師用』 卷一 明治45年

『尋常小学日本歴史 児童用』 卷二 大正元年

第3期 国定・大正9年～昭和8年 これまで歴史は「日本歴史」と呼ばれていましたが、「国史」と改められました。人物中心の叙述で国家主義思想が色濃い『尋常小学国史』が作られました。

第4期 国定・昭和9年～同14年 『尋常小学国史』の上巻が昭和9年、下巻が同10年に改正されました。下巻には満州国の承認が追加され、これまでの教科書が文語文だったのがこの教科書から口語文になりました。

『高等小学国史 下』昭和12年 『小学国史教師用 上』昭和15年

第5期 国定・昭和15年～同17年 昭和15年の『小学国史』からは、天孫降臨の「神勅」が巻頭に載り、国体観念・挙国一致や日本文化の独自性＝日本精神の優秀性、東洋・世界における日本の指導的位置と役割が叙述されました。

『小学国史 尋常科用 下』昭和16年

第6期 国定・昭和18年～同20年 戦時体制の昭和18年の『初等科国史』は、皇国の発展史であり「大東亜共栄圏」「皇国史観」の集大成でした。

□ 地理教科書

学制発布後、地理の教科として、「地理読方・地理輪講」があり、教科書は、師範学校編集の『地理初歩』(明治6年)、『日本地誌略』(同7年)、『万国地誌略』(同7年)の三部作が、広く使われました。

『地理初歩』は、地球・緯経度・大陸海洋などの地理学の一般的基礎の本、『日本地誌略』は、畿内から始まり東海道・東山道・北陸道・山陰道・山陽道・南海道・西海道・北海道の地域区分で国の境界、位置、郡名、山と河川、自然条件(海湾・岬・島・湖)、主要な街市・産物などが記述され、『万国地誌略』は、アメリカ・イギリスの地理学書の翻訳本でした。

『地理初歩』文部省 明治7年 『地理初歩』文部省 明治7年8月改正

『日本地誌略』卷一・卷二 明治7年8月改正

明治10年代から、地理教育は、郷土地誌(地方誌)と日本地誌に力点がつかれ、郷土地誌

を扱った地方教科書が各地で刊行されました。

『福島県地誌略 下』明治13年 『小学校用 福島県地理歴史教科書』明治30年

明治33年、小学校令の改正で、地理科は、尋常小学校(当時・修業4年間)から高等小学校(当時・修業4年間)の必須教科になりました。1・2年が日本地理「本邦の地勢、気候、区画、都会、産物、交通等並びに地球の形状、運動など」、3年が外国地理「各大州の地勢、気候、区画、交通など概略、そして本邦との関係」を学んだのでした。

『小学外国地誌 全』明治33年 『小学地誌補習 全』明治33年

『日本地理 高等小学校用 上巻・下巻』明治34年

国定制度では、「地理科」の国定教科書は、初年の明治37年から使われました。

第1期 国定・明治37年～同42年 『小学地理』から、関東地方から始まる地域区分となり、軍港・師団司令部などの軍事施設を大きく取り上げられ、全国の府県地図が付きました。 『小学地理 二』明治38年

第2期 国定・明治43年～大正6年 明治40年の「小学校令」の改正で尋常科が4年から6年に延長され、同5・6年で地理を学ばせるために、同43年に『尋常小学地理』がつくられました。5年生で日本地理、6年生では日本地理の残り台湾・樺太・朝鮮・満州などの「外地」と外国地理を学んだのでした。

『尋常小学地理 児童用 巻一・巻二』明治43年

『尋常小学地理付図』大正2年 『高等小学地理付図』大正2年

第3期 国定・大正7年～同8年 地理科と歴史科合わせて週3時間が4時間になったことにより、教科書が増頁になりました。外国地理が43頁。

第4期 国定・大正14年 外国地理が82頁。

『尋常小学地理書 児童用 巻一』大正7年 『高等小学地理書 巻二』大正9年

第5期 国定・昭和4年～同5年

第6期 国定・昭和13年～同17年

『尋常小学地理書 巻一』昭和14年 『尋常小学地理書 巻二』昭和16年

『尋常小学地理書 巻一』昭和17年

第7期 国定・昭和18年～同20年 『初等科地理』は、日本を盟主とした「大東亜地理書」でした。

□ 理科教科書

学制発布後、理科の教科として、「養生口授・物理学輪講・博物・化学・生物」があり、教科書は、師範学校による『小学読本』(明治6年 巻1～4)のうち博物の内容だった巻4が使われました。

『小学読本 巻四』明治7年

明治10年代に入り、文部省は松村任三の『植物小学』(明治14年)、松本駒次郎の『動物小学』(同14年)をつくり、博物教育の教科書として多用されました。一方で物理学は翻訳本が大半を占めていました。

『具氏博物学』1・2・4・5 明治9年 『博物教授書』巻一 巻二 明治9年

『地学教授法』1・2・3・5・6 明治11年 『弗氏生理書』6・7 明治11年

『簡易器械 理化学試験法 巻一』明治18年

明治14年の「小学校教則綱領」により、理科の教科は、初等科(3年間)には無く、中等科(3年間)で「博物・物理」を、高等科(2年間)で「化学」「生理」を学ぶことになりました。翌19年の「小学校ノ学科及其程度」により、尋常科(4年間)には置かず、高等科(4年間)に「理科」として統一されました。

『小学理科新書』 卷一上 明治36年

明治40年からは、尋常小学校が義務制6年間になることにより、全小学生が「理科」の授業を受けられるようになりました。

国定制度では、初年より7年後の明治44年から、「理理科」も国定教科書になり、大正7年・同8年・昭和4年に改訂がありましたが、小さなものでした。

大転換があったのは、昭和17年の『初等科理科』からでした。「自然界の理法とその応用に関し、生活に必要な知識技能を得しめ、科学的精神を養う」という内容で、これまでの「理理科」の授業は高学年からだったのが、1年生からとなりました。ただ、低学年理科『自然の観察』教科書は教師用だけでした。

□ 音楽(唱歌)教科書

学制には、下等小学校に音楽の教科として「唱歌」がありました。ただし「当分之を欠く」とあり、しばらくは行わなくても良いという状態でした。これは、他の教科に比べ指導者と教材が無く、なりよりも教育方針が定まっていなかったことからでした。

明治12年、文部省に音楽取調掛が設置され、同掛により同14年に『小学唱歌集』初編がつくられました。以後、同16年に『小学唱歌集』第二編、同17年に『小学唱歌集』第三編、同20年に『幼稚園唱歌集』がつくられました。

「唱歌」が必須教科になるのは明治40年からでした。

『小学唱歌集 初編』 明治22年(4版)

『小学唱歌集 第二編』 明治16年

『尋常小学唱歌 第四学年用』 大正元年

□ 図画教科書

学制発布後、図画の教科として、「罫画(けいが)」があり、教科書は、文部省の『西画指南(せいがかしなん)』(明治4年)、『小学画学書』(同6年)が使われました。明治11年頃、鉛筆が市販されると、臨画教育が促進されるようになりました。「罫画」とは、物の形の正確な描写の訓練で鉛筆を用い手本を模写すること＝「臨写」でした。明治14年の「小学校教則綱領」により、教科名が「罫画」から「図画」に変わりました。

明治18年、文部省は図画取調掛を設け、岡倉天心・アメリカ人フェノロサを委員に任命し、西欧の図画教育の実態調査をさせました。その報告により、鉛筆画から毛筆画に切り替わりましたが、やがて混用されるようになりました。

「図画」の国定教科書は、初年より1年後の明治38年から始まりました。『尋常小学鉛筆画手本』・『高等小学鉛筆画手本』と『尋常小学毛筆画手本』・『高等小学毛筆画手本』が使われました。『尋常小学毛筆画手本 第四学年用』 明治38年

「図画」の教科書が、大きく変わったのは、明治43年『新定画帖』からでした。教師用・児童用・男子用・女子用に分かれ、児童の心身の発達に応じて用具を選択させ、鉛筆画と毛筆画の区別も廃止されました。

大正時代は臨画一辺倒の教育から山本鼎が提唱した自由画運動が拡大し、大正6年にクレヨンが輸入され、国産品も出回り色を自由に使えるようになりました。昭和6年から、『尋常小学図画』が使われました。

『尋常小学図画』昭和7年(1・2学年 児童用)

『尋常小学図画』昭和9年(6学年 男子用)

『尋常小学図画』昭和11年(5学年 女児用)

昭和16年、小学校は国民学校になり、同年から1・2年生用『エノホン』が、同17年から『初等科図画』が使われました。

□ 体操教科書

『毎時配当 国定教科遊戯 教授法及細案 尋常小学第二学年』明治36年

『毎時配当 国定教科遊戯 教授法及細案 尋常小学第三学年』明治36年

『毎時配当 国定教科遊戯 教授法及細案 尋常小学第四学年』明治36年

□ 商業・家事教科書

『小学商業教科書 卷一』高等小学校商業科児童用 明治36年

『小学商業教科書 卷二』高等小学校商業科児童用 明治36年

『高等小学理科 家事教科書 第二学年児童用』大正4年

□ 郷土読本

『石城郡第2区 郷土読本』昭和5年

『石城郡第2区第一増補 郷土読本』昭和5年

各教科の説明文の中に該当する図書館所蔵の資料を表記いたしました。

■参考図書

『大日本小学校教科書総覧 上』小教編纂所 昭和8年

『大日本小学校教科書総覧 下』小教編纂所 昭和8年

『学制百年史』文部省 昭和56年

『小学校に見る戦前・戦後の教科書比較』原田種雄・徳山正人 昭和63年

『近代日本の教科書のあゆみ』滋賀大学付属図書館 平成18年

いわき総合図書館 地域資料展示コーナー 平成24年度前期常設展示

小学校教科書のあゆみ 明治から昭和(戦前)

編集・発行 いわき市立いわき総合図書館

発行日 平成24年4月1日

会期 平成24年4月1日—9月23日